

令和9年度 袋井市の保育所等入所案内

袋井市教育保育課 施設運営係 ☎0538-86-3332

令和9年4月～
令和10年3月
入所希望用



© 袋井市

電子申請でのお申込みもできます。
スマホやパソコンから申請可能のため、来庁する
負担の軽減になりますので、ぜひご利用ください。
24時間入力可能です。



※システムメンテナンスで
ご利用いただけない場合
があります。

↓市ホームページ

目次

1	保育所とは・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	保育所の利用申込みができる方とは・・・・	P 1
3	令和9年度入所の申込みスケジュール・・・・	P 1、2
	（1）第一次選考申込み	
	（2）第二次選考申込み	
	（3）令和9年度随時申込みの受付期限	
	（4）結果のお知らせ	
4	入所申込みから決定までの流れ・・・・・・・・	P 2、3
5	教育・保育給付認定について・・・・・・・・	P 3
6	ならし保育について・・・・・・・・・・・・	P 3
7	申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・	P 4
8	保育料算定に必要な書類・・・・・・・・・・・・	P 5
9	広域入所について・・・・・・・・・・・・・・	P 5
10	注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
11	病児保育について・・・・・・・・・・・・・・	P 6
12	よくある質問について・・・・・・・・・・・・	P 7
13	利用申込みチェックリスト・・・・・・・・・・	P 8
	保育所等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9、10
	保育所等の入所に係る利用調整指数・・・・	P 11～14
	保育所等保育料について・・・・・・・・・・	P 15、16
	袋井市保育園マップ・・・・・・・・・・・・	P 17
	電子申請操作手順書・・・・・・・・・・・・	別冊

令和9年度入所申請における注意事項

- ・P8「13 利用申込みチェックリスト」の内容を必ず確認したうえで、申請をお願いいたします。
- ・申請書類の受付は、随時申込みに限り、原則入所希望月の4か月前から開始します。
- ・令和9年度保育所等入所申請分から、地域型保育事業の卒園および連携施設への入所に係る「利用調整指数」に変更がございます。詳しくはP13、14をご覧ください。

1 保育所とは

◇保育所とは、仕事や病気等の事情により、保護者が家庭でこどもを保育できない場合に、0～5歳児のお子さんをお預かりして保育を行う施設です。

◇この案内での保育所とは、「認可保育所」「認定こども園（保育所部分）」「小規模保育事業」をいいます。それぞれの施設の主な特徴は、次のとおりです。

認可保育所 施設の広さや保育士の数など、一定基準を満たして認可された保育所です。

認定こども園 幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設です。

小規模保育事業 0～2歳のこどもを少人数で預かる事業（施設）です。

※「認証保育所（認可外保育施設）」の利用については、各施設に直接お申し込みください。

2 保育所の利用申込みができる方とは

市内に住所(住民票)がある方で、こどもの保護者（父・母の両方。ひとり親の場合は、その方）が次の「保育の必要性事由」のいずれかに該当することが必要です。

保護者それぞれ、いずれか1つの事由で申込みとなります。

保育の必要性事由（保護者の状態）		保育所を利用できる期間
就 労	月64時間以上就労している〔家事手伝いは不可〕	就労を継続している期間（※1）
妊娠・出産	妊娠中や出産後まもない	産前産後8週の月
疾病・障がい	保護者が疾病、負傷、身体や精神に障がいがある	市が必要と認める期間
介護・看護	同居親族を常時介護、または看護している	市が必要と認める期間
災 害	災害を受け、家屋の復旧等にあたっている	市が必要と認める期間
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている	最長、90日間（※2）
就 学	学校や職業訓練校等に通っている〔通信教育は不可〕	卒業予定日の月末まで
虐待・DV	児童虐待や、配偶者等からのDVの恐れがある	市が必要と認める期間
育 児 休 業 （※2）	既に保育所を利用している児童について、 その子の継続利用が必要な場合 （育休理由での新規入所はできません（※3））	育休終了日の月末まで

（※1） 保育の提供は原則として保育が必要な場合に限られるため、「就労」が認定事由である場合、保護者が就労していない日には基本的に保育を受けられないことになります。

（※2） 「求職活動」の場合は、入所後90日以内に就労されないと、**退所**となります。

（※3） 育児休業明け（職場復帰）による新規入所は、「就労」でお申し込みください。

3 令和9年度入所の申込みスケジュール

（1）4月、5月入所 第一次選考申込み

第一次選考受付期間 令和8年9月1日(火)～9月30日(水)	
電子申請の場合	令和8年9月30日（水） 23時59分まで に を入力を完了してください。 24時間、土・日・祝日も申請可能です。 電子申請については 別冊 をご覧ください。
窓口提出の場合	令和8年9月30日（水） 17時15分まで に提出してください。 受付時間 平日の8：30～17：15（土・日・祝日不可） 受付場所 袋井市教育会館1階教育保育課、支所1階市民サービス課 ※延長窓口 受付期間中の毎週水曜日は、午後7時まで受付（教育保育課窓口のみ） （令和8年9月30日（水）は除く）

※上記期間内の申込みのうち、入所希望月が4月・5月のものを第一次選考対象として利用調整します。

※上記期間内の申込者が、10月以降に保護者の保育の必要性事由や希望園を変更する場合、指数の減点や希望園の削除を除き、2次選考以降の反映となります。（反映の時期は教育保育課に確認ください。）

◇上記期間後も入所申込みは随時受け付けていますが、第一次選考で定員枠に達する場合があります。提出日や入所希望月が後になるほど、保育所の受入人数に余裕がなくなり、希望に添えない場合が多くなります。

(2) 4月、5月入所 第二次選考申込み

第二次選考受付期間 令和8年10月1日(木)～11月30日(月)	
電子申請の場合	令和8年11月30日(月) 23時59分までに入力を完了してください。
窓口提出の場合	令和8年11月30日(月) 16時00分までに提出してください。 受付時間 平日の9:00～16:00(土・日・祝日不可) ※令和8年10月～市役所全体の窓口開庁時間の見直しのため、受付時間が短縮されます。 受付場所 袋井市教育会館1階教育保育課、支所1階市民サービス課

(3) 令和9年度随時申込みの受付期限(窓口での申請の場合、土日、祝日、年末年始の提出はできません。)

入所希望月が6月以降の申込みは、入所希望月の3か月前の月から利用調整を行います。

各締切は次のとおりですが、入所希望月の4か月前の月末までの提出をおすすめします。

入所希望月	受付開始日	締切日(1回目)	締切日(2回目)	締切日(最終)
4月	※			R9.2.28
5月	※			R9.3.31
6月	R9.2.1	R9.2.28	R9.3.31	R9.4.30
7月	R9.3.1	R9.3.31	R9.4.30	R9.5.31
8月	R9.4.1	R9.4.30	R9.5.31	R9.6.30
9月	R9.5.1	R9.5.31	R9.6.30	R9.7.31
10月	R9.6.1	R9.6.30	R9.7.31	R9.8.31
11月	R9.7.1	R9.7.31	R9.8.31	R9.9.30
12月	R9.8.1	R9.8.31	R9.9.30	R9.10.31
1月	R9.9.1	R9.9.30	R9.10.31	R9.11.30
2月	R9.10.1	R9.10.31	R9.11.30	R9.12.31
3月	R9.11.1	R9.11.30	R9.12.31	R10.1.31

※4月、5月入所について

締切日1回目:「第一次選考R8.9.30」、締切日2回目:「第二次選考R8.11.30」です。

第二次選考以降の随時申込みは、締切日3回目:R9.1.31 から1か月単位の締切日となります。

最終締切は、上記表の通りです。

(4) 結果のお知らせ

◆スケジュール(結果のお知らせ時期の目安)

◇支給認定証や結果通知は、申込み時期や入所希望月により、次の時期を目安に送付します。

申込み時期	入所希望月	支給認定証の送付	結果通知の送付
～11月末まで	4月・5月入所	令和9年1月下旬	令和9年1月下旬
12月以降	4月・5月入所	受付後1か月以内	2月以降の利用調整後に順次送付
	6月以降入所	受付後1か月以内	初回調整月の月末頃

4 入所申込みから決定までの流れ

1 入所申込み

★電子申請 (詳しくは、電子申請操作手順書をご覧ください。)

※袋井市以外の保育所を希望される場合は、窓口で申請してください。

★窓口申請

(1)申請児童と保護者(父母)のマイナンバー(個人番号)カード、又は通知カードをお持ちください。

(2)申請者の本人確認書類(運転免許証等の顔写真がある証明書)をお持ちください。

(3)P4、5の申込みに必要な書類をお持ちください。

2 保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)と、支給認定証の交付

◇提出いただいた申込書類をもとに、市が、子ども・子育て支援法における「教育・保育給付認定(保育の必要性、必要量、保育所利用期間)」を行い、「支給認定証」を保護者に交付します。

◇支給認定証は、保育所を利用していく上で大切な書類ですので、捨てずに保管してください。

※支給認定証は、“入所の決定を意味するものではありません”のでご注意ください。



3 利用調整（入所選考）

◇教育・保育給付認定や入所申込みの内容をもとに、市が、保育所入所のための利用調整を行います。入所は、保育の必要性の高い順に決定します。

4 結果のお知らせ

◇利用調整の結果を、保護者にお知らせします。

入所できる場合	入所できない場合
・保育所名と入所開始日を記した「 内定通知 」を送付しますので、保育所と連絡をとるなど、入所の準備を進めてください。	・「 保留（不可）通知 」を送付します。 ※申込書類の「②家庭状況確認シート」で「空き待ちの希望」を選択されている場合は、その年度内において、以降の月も毎回利用調整を行い、入所可能となった場合に改めてご連絡します。

5 希望園の追加・変更（入所できなかった方）

通知発送後に、選考後の保育所等の空き状況をホームページに公開します。

電話・窓口等で希望園の変更を行うことができます。

5 教育・保育給付認定について

◇保育所を利用するには、子ども・子育て支援法における「**教育・保育給付認定**」が必要です。

◇教育・保育給付認定は、保育所の利用を希望する保護者の申請を受けて、市がその内容を審査し、認定します。袋井市では、保育所の入所申込書が教育・保育給付認定の申請を兼ねているため、教育・保育給付認定を受けるための申請を別途行う必要はありません。

認定区分	対象となる児童（年齢・教育／保育の別）	利用できる施設や事業
1号認定	満3歳以上で「教育」を希望する場合	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上で「保育の必要性事由」に該当し、「保育」を希望する場合	認可保育所、認定こども園（保育所部分）
3号認定	満3歳未満で「保育」を希望する場合	認可保育所、認定こども園（保育所部分）、小規模保育、事業所内保育等

【保育必要量】

◇教育・保育給付認定では、保護者の就労時間や「保育の必要性事由」により、保育所の基本利用時間となる「**保育必要量**」も決定します。保育必要量には2つの区分があり、保育料も異なります。

保育標準時間	保育所が設定する1日の利用時間帯（※1）の中で、 最大11時間 の利用が可能	月の就労時間が120時間以上の方、「妊娠・出産」事由の方など
保育短時間	保育所が設定する1日の利用時間帯（※2）の中で、 最大8時間 の利用が可能	月の就労時間が120時間未満の方、「求職活動」「育児休業」事由の方など

（※1）7:00～18:00など（園により異なる）（※2）8:30～16:30など（園により異なる）

※保育必要量別の最大時間を超えて施設を利用する場合、「延長保育料」（園により異なる）が発生します。

6 ならし保育について



◇初めて保育所に入所する児童については、保育所に無理なくなじめるように、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていく「**ならし保育**」が行われます。

◇ならし保育の期間は、園や児童によって異なりますが、概ね2週間程度です。
この期間中は早めのお迎えが必要となり、保育料は月額徴収（減額なし）となります。

【ならし保育を見こした職場復帰を】

◇ならし保育の期間は早めのお迎えが必要となるため、袋井市では、職場復帰される方は、次のように入所希望月を設定できるようにしています。※入所前の「ならし保育」はできません。

育休終了日が、1日～15日の場合	入所希望日を、育休終了月の前月1日から設定できます。
育休終了日が、16日～末日の場合	入所希望日は、育休終了月の1日からとなります。

★なお、入所月に応じて育児休業期限を「切上げ」できる方は、任意の入所希望月を設定可能です。

7 申込みに必要な書類

◇ご家庭の状況に応じ、以下の必要な書類をすべてそろえてからご提出ください。

◇申請児童と保護者(父母)のマイナンバー(個人番号)カード、又は通知カードをお持ちください。

◇兄弟姉妹に放課後児童クラブ（小学校1年生～6年生）の入所申請を行うお子さんがいる場合、放課後児童クラブの入所申請にもお使いいただける書類があります。放課後児童クラブの入所申請予定の場合は必要に応じて控えをお手元に残しておくなど対応をお願いします。

① 教育・保育給付認定兼保育所申込申請書（児童台帳）

※入園申込児童1人につき、1枚提出が必要です。

② 家庭状況確認シート

※入園申込児童1人につき、1枚提出が必要です。

③ 保護者（父母）「保育の必要性事由」の確認に必要な書類

※以下の父母それぞれの保育の必要性事由に応じた書類が必要です。

※電子申請で添付する場合は、写真データまたはPDFデータで添付してください。

※保護者が離婚協議中の際も、家庭裁判所の証明のご提出がない場合、父母それぞれの書類が必要です。

事由	提出書類
就労	●「就労証明書」※原則、内容に変更がない場合に限り、証明日から6か月以内が有効です。 ※育児休業明けでの入所申し込みは、「育児休業」欄の記載も必要です。 ※自営業の方は、同業種の組合長や部会長、会計士、税理士等、の第3者による記入・証明を受けてください。第3者による記入・証明が難しい場合は、追加書類をいただいております。 ※入所希望月時点で就労予定の方も就労(予定)証明書として提出可能です。 ※家事手伝い（炊事・洗濯・育児等、家庭生活の手伝い）は、就労の要件に該当しません。
妊娠・出産	●「母子健康手帳」、または「妊娠診断書等」の写し ※母親の氏名と出産(予定)日が確認できるもの。 ※母子健康手帳内に、分娩予定日を記載するページがあります。
疾病	●「医師の診断書」の写し ※保育できない理由や必要な療養期間を記入してもらってください。
障がい	●「障害者手帳」の写し ※手帳名、手帳番号、障がい等級、住所氏名、有効期間が分かること。手帳に記載の無い項目は、なくても可。
同居親族の介護・看護	●対象者の「介護保険被保険者証」や「介護保険資格者証」の写し、または「介護・看護が必要と分かる医師の診断書」など
災害	●災害に遭ったことを証明する「罹災証明書」など ※罹災証明は、災害を受けた場合に、市の課税課で発行。
求職 (求職活動)	●保育の実施申立書兼誓約書
就学	●「在学証明書」や学生証の写しなど ●職業訓練校の場合は、「職業訓練受講指示書」の写し
虐待・DV	●「公的機関から発行された証明書」等の写し ※児童虐待やDV等に関し、警察署や行政（市役所）等の証明印が押されている書類の写しを提出。

④ 同居祖父母の状況がわかる書類（状況に応じた③と同じ書類）

※令和9年4月1日時点で70歳未満の祖父母と同居している場合に、ご提出ください。

※資料の提出がなくても申込みできますが、優先順位が低くなりますのでご承知おきください。

⑤ その他調整指数の確認に必要な書類（該当する方のみ）※詳しくはP12を参照

⑥ 保育料算定に必要な書類（該当する方のみ）

※詳しくは「8 保育料算定に必要な書類（該当する方のみ）」を参照

8 保育料算定に必要な書類（該当する方のみ）

◆令和8年1月1日現在、日本国外にお住まいだった方

入所希望月	提出書類
4月～8月入所	・令和7年中の所得金額が確認できる資料
9月～3月入所	



◆令和9年1月1日現在、日本国外にお住まいの方

入所希望月	提出書類
4月～8月入所	・令和7年中の所得金額が確認できる資料 ・令和8年中の所得金額が確認できる資料（※）
9月～3月入所	・令和8年中の所得金額が確認できる資料（※）

◇申請書にマイナンバーをご記入いただくことで、住民税課税証明書の提出は不要となります。ただし、マイナンバーを使用して税情報を確認できない方については、収入額確認のため、課税証明書の提出をお願いする場合があります。

◇提出書類は、住民登録された時期（転入時期）や入所希望月により異なります。

◇父母の両方が当てはまる場合はそれぞれの書類、どちらかのみ当てはまる場合は、その方の書類が必要です。

◇住民票があった方でも、収入が無かった方や市税の申告状況・世帯状況によっては、その他の書類を提出していただく場合があります。

（※）令和8年中の所得金額が確認できる資料は、確定後すみやかに提出してください。

◆世帯に在宅障がい児（者）がいる方は…

◇保育料が軽減される場合がありますので、その方の手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害年金証書）の写しを提出してください。

9 広域入所について

(1) 袋井市内にお住まいの方（袋井市外の保育園に申し込む場合）

受付窓口	袋井市教育会館 教育保育課
提出期限 必要な書類	自治体によって受付期間や申請書類が異なります。 申請前に希望園のある自治体に提出期限、必要な書類を必ず確認してください。希望園のある自治体の指示に従い提出してください。 受付後に入所希望の自治体に書類を送付する必要があるため、締切の10日程度前までに申込みをしてください。
注意事項	- 電子申請はできません。窓口にて申請を行ってください。 - 希望園は申請書（裏面）の備考欄に「希望順位と希望園」をご記入ください。 - 転出予定で申請された方は、住民票の異動と同時に、転出先の自治体で再度入園申請を行ってください。

(2) 袋井市外にお住まいの方（袋井市内の保育園に申し込む場合）

受付窓口	袋井市へ転入予定のある方：袋井市教育会館 教育保育課、又は電子申請 袋井市へ転入予定のない方：現在お住まいの自治体窓口
提出期限	P1、2をご覧ください。
必要な書類	- 申請書類一式（P4、5参照） ※転入予定のない方は、現在お住まいの自治体の申請様式によりお申込みください。 - 所得課税証明書（父母） - 転入予定の方 - 売買契約書、賃貸契約書等の転入先の住所が確認できる書類。 - 申請書の余白に転入予定時期、転入先住所をご記入ください。
注意事項	- 広域入所については、年度ごとの入所となるため毎年申請が必要です。 - 転入予定で申請され内定した場合、入所希望月の前月末日までに住民登録をし、入所申込申請手続きが行われない場合、内定取消しとなります。

10 注意事項

(1) 申込み後、次の場合は必ず連絡をしてください。(内容により届出が必要です。)

- ①袋井市内で住所が変わった場合
- ②袋井市外へ転出する／した場合(入所申込みや教育・保育給付認定は、すべて無効となります。)
- ③「保育の必要性事由」が変わった場合(例：就労→妊娠・出産、求職活動→就労など)
- ④就労先や就労内容(勤務時間など)が変わった場合
- ⑤保護者(父母)の離婚・再婚・死別があった場合
- ⑥保護者や児童の氏名が変わった場合
- ⑦祖父母など、親族と同居を開始した、または同居を解消した場合
- ⑧その他、申込書類の記載内容に変更がある／あった場合
- ⑨確定申告などにより、市民税額が変わった場合(保育料が変わる場合があります。)
- ⑩入所申込みを取り下げる場合

提出期限
各月20日厳守

(2) 入所内定後の内定辞退について

◇入所内定後に内定を辞退された方については、辞退後も保育所等の入所を希望する場合は、改めて保育所等の申し込みが必要となります。

内定後の辞退によって、本来は上位の希望園に入所できた方が下位希望園に入所となってしまう等の状況となることから、正当な理由(就労先の倒産、親族の介護が必要となったなど)なく辞退された場合、別紙「保育所等の入所に係る利用調整指数」で定める調整指数が減点となる場合があります。また、同年度内は内定を辞退した園は希望できません。やむを得ず辞退される場合は、教育保育課へご連絡ください。

(3) 小規模保育施設について

◇小規模保育に入所したまま、上位希望の保育所や認定こども園を空き待ちすることも可能です。

11 病児保育について

病気や病気の回復期にあるお子様の保育を行うことにより、そのお子様の健全育成、保護者の子育てと仕事の両立を支援しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

(1) 病児・病後児保育室ぬくもり(電話：0538-48-7800)

事業類型	病児・病後児対応型
場所	袋井市月見町6-1 定員：1日5人
利用日時	月曜日から金曜日(土日祝日、12/29～1/3を除く) 午前8時～午後5時30分(延長利用時間：午前7時30分～午後6時、応相談)
利用料金	1人1日あたり2,000円(昼食・おやつ代は別途500円)
その他	※ご利用の前に事前登録が必要です。(事前登録はぬくもりにて受付しています。)

(2) 病後児保育室わたぐも(電話：子育てセンターにじいろ 0538-67-8822)

事業類型	病後児対応型
場所	袋井市上田町267-31(子育てセンターにじいろ内) 定員：1日2人
利用日時	月曜日から金曜日(土日祝日、年末年始を除く) 午前8時～午後5時30分
利用料金	1人1日あたり2,000円(昼食・おやつ代含む)
その他	※利用希望の方、関心のある方は子育てセンターにじいろまでご連絡ください。

(3) 病児保育室ウエルキッズ(電話：こどもサポートかみふうせん 0538-44-4530)

事業類型	病児対応型
場所	袋井市方丈二丁目5-10(こどもサポートかみふうせん内) 定員：1日2名
利用日時	月曜日から金曜日(祝日・年末年始・併設保育園休園日を除く) 午前8時30分～午後5時(職員状況により利用時間を変更する場合があります。)
利用料金	1人1時間あたり100円(昼食：別途300円～提供も可、おやつ：1回80円)
その他	※利用希望の方、関心のある方はご連絡ください。

12 よくある質問について

Q1 申込書の入所希望園は、どの程度記入した方が良いですか？

（回答）入所申込書には、第10希望まで記入いただくことが可能ですが、1か所のみ記入でも構いません。市では、ご記入いただいた利用希望園すべてについて、利用調整を行います。（利用希望のない園については、空きがあってもご案内はいたしません。）
ただし、利用調整により保育所が内定した後、送迎が難しいなどの理由で入所を辞退されると、他の申込者や園に迷惑がかかるため、実際に通園可能な保育所をお申込みください。
また、内定辞退後も他施設への入園希望をされる場合は改めて保育所等の申し込みが必要です。（同年度内は内定を辞退した園は希望できません。）

Q2 出生前に入所申込みをすることはできますか？

（回答）基本的に出生前の申込みはできません。出産後に入所申込みをお願いします。
ただし、出生後の申請では入所希望月の初回締切日に間に合わない場合、仮受付をさせていただくことがあります。ご希望の場合はご相談ください。なお、「仮申請」となりますので、出生後速やかに正式な申請（本申請）が必要です。結果通知の送付時期については、本申請受付後の送付となりますので、2P（3（4）結果のお知らせ）に記載の時期とは異なる可能性があります。

Q3 求職活動中ですが入所申込みをすることはできますか？

（回答）可能です。ただし、入所した場合は入所後90日以内に就労し、就労証明書及び教育・保育給付認定変更認定申請書を提出する必要があります。期限までに提出がない場合は退所となります。

Q4 認可保育所の入所申込みをし、現在待機中ですが、次年度の申込みは必要ですか？

（回答）必要です。認可保育所の入所申込みは、申込書類の内容に基づき「年度単位」で取り扱っています。そのため、入所申込みをされていても「待機中」である場合は、年度が終わると申請状態（待機中）が切れてしまうため、大変お手数ですが、次年度の申込みも行ってください。

Q5 育休中ですが入所申込みをすることはできますか？

（回答）育休中は児童の新規入所はできませんが、「入所希望日が育休を終了する時期」となっていれば申込みは可能です。また、入所後に育児休業を切り上げて職場復帰することを前提に、入所希望月が育休期限より前の時期であっても申込みができます。育休後は、就労証明書に記載されている勤務条件で復職してください。就労証明書に記載されている勤務条件が変更となる場合は、速やかに教育保育課までご連絡ください。

Q6 入所申込みを行った後に勤務状況や家庭状況に変更がある場合、連絡は必要ですか？

（回答）必要です。利用調整指数に影響するため必ずご連絡をお願いします。勤務状況・家庭状況に変更が見込まれる場合は、事前にご相談ください。内定後に申込み内容と実態が異なるときは、内定取消となる場合がありますのでご注意ください。また、その状況が入所後に判明した場合、退所となる可能性があります。入所前に必ずご連絡ください。

Q7 どのように保育施設を選べばいいですか？

（回答）保育所には学区等はありませんので、基本的に市内の保育所であればどの施設を希望されても構いません。自宅からの距離や通勤経路、保育方針などを参考に、無理なく通える施設や保護者の方が信頼して預けられる施設を選んでください。

Q8 園見学していない施設については入所希望園に含めることはできないのでしょうか？

（回答）可能な限り園見学を行った上で入所希望をお願いします。見学していない施設に内定となった場合、「思っていた保育方針ではなかった」等のトラブルが生じる可能性があるため、あらかじめ現場を見学することを推奨しています。なお、内定後の辞退は他の申請者や園に迷惑がかかるため、調整指数が減点となります。

13 利用申込みチェックリスト ※必ず確認した上でお申し込みください。

（入所申込みについて）

- ☐ 入所時の状況が申請内容と異なる場合、支給認定及び内定を取り消す場合があります。
- ☐ 申請後に出産予定が判明した場合、教育保育課までご連絡ください。
- ☐ **内定後の辞退がないように、希望園をお選びください。（辞退の場合、入所調整指数が減点となります）**
- ☐ 申請前に、利用希望園の見学をしていただくことを推奨しています。見学をご希望の際は、園と直接お電話にて日程の調整等をお願いいたします。
- ☐ 保育所等入所申請児童にアレルギー、病気、障がいがあるなど、配慮が必要なことやその他ご心配な点がありましたら、ご希望の園または教育保育課にご相談ください。
- ☐ 入所希望月に誤りがないか確認してください。
- ☐ 市外に転出した場合は、申請は無効となります。
- ☐ 入所の意思がなくなった場合は、取下げの手続きをしてください。
- ☐ 保育所の申請は年度ごとに必要です。翌年度以降も引き続きお申込みをされる場合、再度申請が必要です。
- ☐ （出産前仮申請の方）出生後、本申請が必要です。
- ☐ 婚姻関係がなくても、内縁のパートナーについては保護者としてみなす場合があります。
- ☐ 保育の必要性事由を証明する書類の内容について、発行元に照会する場合があります。
- ☐ 「広域入所」の申請をされる方は、必ず双方の自治体の担当課に申請方法について確認をしてください。
- ☐ 保育所および認定こども園に入所した場合は、ほかの園を空き待ちすることができません。

（内定後について）

- ☐ 税の申告をしていない方は、速やかに申告をしてください。
- ☐ 就労証明書は、入所保育所等へ写しを提供します。また、認証保育所、幼稚園預かり保育、放課後児童クラブの申請または確認等に利用する場合があります。
- ☐ 内定した施設を辞退し再度利用申込みをする場合は、同年度内において、調整指数が減点となる場合があります。また、同年度内は辞退した施設を希望することはできません。
- ☐ 【小規模保育施設への内定者のみ】次年度も小規模継続の希望がある方は、希望順位が上位の保育所・こども園への転園希望の取り下げが必要となりますので、教育保育課までご連絡ください。

（入所後について）

- ☐ 保育の必要性がなくなった場合や、市外に転出した場合は、月末で退所となります。
- ☐ 入所後、慣らし保育期間があります。
- ☐ （求職活動で申請の方）入所後、90日以内に就労されない場合は退所となります。
- ☐ （就労復帰の方）入所月の翌月15日までに育休を切り上げる必要があります。入所月の翌月15日までに育休を切り上げることができない場合は、内定取消または退所となる可能性があります。

（申込時・内定後・入所後 共通事項について）

- ☐ 申請書の内容に変更が生じた場合は、変更手続きが必要となりますので、教育保育課までご連絡ください。
（例）保育の必要性事由の変更（就労→求職活動等）、就労先・時間の変更、住所・世帯構成の変更等
- ☐ 入所後、保育の必要性事由等の変更手続きが行われない場合、保育料（延長料金含む）や給食費が適切に計算できないため、期日までに手続きをしてください。
（原則、毎月20日までの申請分が翌月から反映されます。20日を過ぎる場合はご連絡ください。）
- ☐ 転入予定の申請で内定した場合、入所月の前月末日までに住民登録をしなければ内定取消となります。
- ☐ 入所後、退所を希望される場合は退所届の提出が必要となります。退所日は原則月末日となり、保育料についても月単位での徴収となります。